

～健口と輝く笑顔のために～

歯科衛生だより会報

2019 August vol. 52

発行人/武井 典子 発 行/公益社団法人 日本歯科衛生士会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023 <http://www.jdha.or.jp/>

令和元年度定時代議員会開催、新役員選出される



令和元年6月16日(日)、ステーションコンファレンス東京において定時代議員会が開催された。議長には鈴木幸江氏(神奈川県)、副議長には晴山婦美子氏(岩手県)、議事録署名人には橋場佳子氏(大阪府)、天本和子氏(福岡県)が選出された。代議員89名中出席者87名、委任状2名により、定款第18条に定める定足数を充たし審議に入った。

はじめに武井典子会長より、6月11日に「骨太の方針2019」原案が公表され「歯科衛生士」が明記されたこと、さらに歯科保健医療に関わる方針の紹介があった。重要なキーワードは「エビデンスの蓄積」、「フレイル対策」、「医科歯科連携」、「介護と医療の連携」であり、今後、注力したいこととして「①eラーニングを含む生涯研修の拡大。高齢者の割合が増大する中、全ての就業歯科衛生に全身管理、医科歯科連携、訪問等の新たな研修が必要である。②組織率の拡大。チーム医療において多職種連携を推進するため、歯科衛生士の組織率を高め、しっかりとした研修を行っている組織であることを社会にPRしていくことが重要である。③歯科衛生士の人材確保。組織で地域における新人歯科衛生士の離職防

止と復職支援に取り組んで行きたい。④エビデンスの蓄積。歯科衛生士業務に密着した口腔健康管理等に関するエビデンスを蓄積する必要がある。」と示された。最後に、5年ごとに実施する歯科衛生士の勤務実態調査への協力を呼びかけられた。

その後、第1号議案「理事及び監事の選任に関する件」では定款第20条第3項および役員選任規定第6条の規定に基づき、投票が行われ、立候補者は全員、賛成多数で承認された。次に、第2号議案「平成30年度事業報告(案)に関する件」、第3号議案「平成30年度決算報告(案)に関する件」、第4号議案「歯科衛生士の倫理綱領(案)に関する件」が承認された。第5号議案「会長候補者の選定に関する件」では定款25条第3項の規定に基づき、武井典子氏の会長再任が承認された。報告事項である「令和元年度事業計画」、「令和元年度収支予算」の説明があり、定時代議員会は大きな拍手とともに閉会した。



多職種連携の推進には、職能団体としての組織力と社会ニーズに対応した生涯研修が必須です！

公益社団法人日本歯科衛生士会 会長 武井 典子

このたび、会長の職を継続させていただくことになりました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

さて、日本は世界で2番目に就業歯科衛生士数が多い「歯科衛生士大国」となりました。しかし一方で、組織率は依然として20%前後に留まっています。チーム医療を推進する上で、医療の進展や位置づけに対応した十分な学びが足りない団体であるとの不本意な社会的評価が定着しかねない状況にあります。地域包括ケアシステムの構築が急がれるなか、診療所の歯科衛生士も地域にて多職種と連携しながら専門性を發揮することが求められています。このためには、多職種と同様に職能団体として歯科衛生士も多くの会員が社会ニーズに対応した生涯研修をしっかりと受講し、職能団体として常に進化・高度化することが重要です。今後、都道府県歯科衛生士会と協力して、組織力と生涯研修を通してさらなる実践力の向上に努めてまいりたいと思います。会員の皆様のご協力をお願いいたします。



副会長 上田 和美

今期も、副会長を拝命いたしました。認定研修と教育養成を担当します。会員の皆様はじめ、各方面の方々からご支援ご協力をいただきながら、職責を果たしてまいりたいと気持ちを新たにしています。一人ひとりの歯科衛生士が社会のニーズに信頼で応え、専門職としての誇りとやりがいをもって業務を遂行していただけるよう、その体制づくりに真摯に取り組んでいきたいと思います。引き続き、ご指導賜りますようお願いいたします。



副会長 茂木 美保

副会長を拝命いたしました。会長を補佐し、生涯研修では歯科衛生士のさらなる質の向上につながるよう、研修制度の充実と専門学会との連携に取り組んでまいりたいと考えています。また、あらたに地域歯科保健も担当しますので、皆様のご意見ご指導をいただきながら、初心に立ち返って基本を大切にする反面、従来の常識にとらわれることなく、広い視野とさまざまな発想で改革をし、魅力ある組織となるよう尽力してまいりたいと思います。

**専務理事 河野 章江**

専務理事に就任いたしました。重責を担うポストに就くことに身の引き締まる思いですが、本会の発展のために全力を挙げて職務に邁進する所存です。一つ一つ丁寧に、誠心誠意努めまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**常務理事 久保山 裕子**

(歯科衛生推進部)

在宅・施設口腔健康管理委員会と災害歯科保健委員会を担当することになりました。地域包括ケアシステムの中で活躍できるよう必要な情報を届けていきたいと思います。また、災害時の歯科保健活動の体制づくりや歯科衛生士の人材育成にも尽力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**常務理事 根岸 麻理**

(財務)

公益認定の継続には「財務3基準」の遵守が必須であり、詳細な報告書の提出が義務付けられております。認定申請時から携わってきた経験を生かし、顧問税理士や事務局との連携により、職務を果たす所存です。よろしくお願ひいたします。

**常務理事 武藤 智美**

(歯科衛生推進部)

引き続き病院委員会、診療所委員会、医療連携歯科衛生士委員会を担当することになりました。病診・医科歯科連携など、専門性を生かし国民の健康に寄与できる歯科衛生士を支援できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**常務理事 浪岡 多津子**

(生涯研修部)

このたび常務理事を務めさせていただくことになりました。引き続き生涯研修を担当いたします。急激に変化し続ける社会ニーズに歯科衛生士が応えられるよう、より一層の生涯研修制度の充実に努めてまいります。よろしくお願ひいたします。

**常務理事 山口 朱見**

(歯科衛生推進部)

在宅・施設口腔健康管理委員会を担当させていただきます。大きく変わりつつある地域で多職種協働していく上に必要な職種として、歯科衛生士の活躍の場がさらに拡がるよう、資質向上のために尽力いたします。

**理事 小原 由紀**

(学会部、国際部)

このたび、2期目の理事を拝命し、学会と国際を担当させていただくことになりました。歯科衛生研究のさらなる発展と国際貢献の観点から、歯科衛生士の資質向上のため尽力してまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

**理事 伊藤 真知子**

(広報部)

広報委員会の担当を引き続きさせていただきました。歯科衛生士を取り巻く環境は日々変化しています。できるだけタイムリーな情報や知識の提供、活躍している仲間の紹介などを発信してまいります。よろしくお願ひいたします。

**理事 吉本 美枝**

(生涯研修部)

認定歯科衛生士委員会を担当させていただくことになりました。多様化する社会のニーズに対応し、専門性を發揮するために必要な、最新の知識・技術が習得できるよう、委員の皆様と共にさらなる充実に努力してまいりたいと思います。

**理事 小前 みどり**

(歯科衛生推進部)

このたび、歯科衛生推進部の地域歯科保健委員会理事に就任いたしました。地域での多様な歯科衛生士の活動が、健寿命の延伸につながるよう、また、さらに活動の輪が広がるよう、努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**理事 関口 洋子**

(歯科衛生推進部)

このたび、教育養成委員会を担当させていただくことになりました。社会のニーズに対応できる歯科衛生士教育の充実に努めてまいります。微力ながら、会の発展のために尽力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**理事 千葉 茂美**

(組織部)

このたび、北海道・東北ブロック理事に就任いたしました。ご推薦いただきました担当7道県会と日本歯科衛生士会との連絡・調整を円滑に行い、事業遂行の一端を担えるよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**理事 中村 郁子**

(組織部)

このたび、関東信越ブロック理事に就任させていただくことになりました。担当ブロック都県歯科衛生士会との連携を図り、事業計画推進に向け努力してまいりたいと思います。皆様のご指導、ご協力をよろしくお願ひいたします。

**理事 吉澤 茂美**

(組織部、歯科衛生推進部)

このたび、東海北陸ブロックの理事に就任させていただきました。日本歯科衛生士会と担当ブロック県歯科衛生士会との円滑な連携役として事業推進に少しでもお役にたてるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**理事 高田橋 美幸**

(組織部)

このたび、近畿ブロック理事として組織委員会、大阪歯科大学歯科衛生士研修センター勤務として指導者等講習会企画運営委員会の担当を拝命いたしました。微力ながら尽力してまいります。ご指導の程、何卒よろしくお願ひいたします。

**理事 成行 稔子**

(組織部)

このたび、中国四国ブロック理事に就任させていただくことになりました。担当ブロック各県のご協力を得ながら連携を図り、“報連相”を意識しての組織力強化、また歯科衛生士の資質向上に向け、微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**理事 宮脇 恵美子**

(組織部)

引き続き九州ブロック理事に就任いたしました。また、災害歯科保健について担当させていただきます。ブロック内や本会との連携、さらに多職種との連携を図り、あらゆる場面で貢献できるよう努力いたします。よろしくお願ひいたします。





監事 渡邊 洋子

このたび、監事に就任いたしました。公益社団法人としての目的を達成するため、業務が効率よく適切に執行されるよう監事の役割と責任を果たしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。



監事 今村 敬

公益社団法人としての社会性と会員各位からの負託等に応えるため、公認会計士としての知見を活かした適切な監査の実践を通じ、本会の持続的な発展に寄与してまいりたいと存じます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年度日本歯科衛生士会会長表彰授与

令和元年度定時代議員会の開会に先立ち、表彰規程に基づく功労賞および永年精励賞の表彰式が行われた。今年度は功労賞26名、永年精励賞56名の方に授与された。受賞者を代表して永年精励賞の福本厚子様(熊本県)が受賞の喜びを述べられた。



功 労 賞 (敬称略)

野谷 美輝子(北海道)	中山 絵里(北海道)	多田 康子(岩手県)	浪岡 多津子(岩手県)	佐竹 幸栄(茨城県)
大久保 喜恵子(埼玉県)	尾谷 始子(千葉県)	西山 なほ子(千葉県)	佐野 孝子(神奈川県)	湊 勝美(富山県)
藤井 重子(岐阜県)	臼本 鏡子(大阪府)	平中 早苗(大阪府)	丸山 直美(大阪府)	森田 美智子(大阪府)
日野 由喜(島根県)	武田 明美(岡山県)	西林 知里(広島県)	小林 美保子(徳島県)	岩男 好恵(福岡県)
高見 佳代子(福岡県)	山本 美保子(長崎県)	逢坂 佐恵子(熊本県)	高藤 千鶴(大分県)	梶原 真理(大分県)
大山 こずえ(沖縄県)				

(26名)

*会員歴30年以上、役員歴が日本歯科衛生士会・都道府県歯科衛生士会を併せて10年以上ある者

永年精励賞 (敬称略)

伊藤 紀英子(北海道)	古田 直子(青森県)	佐藤 恵美子(秋田県)	遠藤 和子(山形県)	柴橋 八重子(山形県)
伊藤 千代子(福島県)	齋藤 しづ子(福島県)	玉川 春美(福島県)	瀧川 公子(茨城県)	神戸 節子(群馬県)
熊谷 千栄子(群馬県)	池田 三佐子(東京都)	金田 恵美子(東京都)	佐藤 信子(東京都)	芳賀 留美(東京都)
染谷 真喜子(東京都)	中澤 千賀子(神奈川県)	相良 恭子(神奈川県)	中川 律子(神奈川県)	土橋 五十鈴(長野県)
白鳥 明子(長野県)	竹村 裕美(石川県)	松本 美千代(石川県)	小澤 和子(静岡県)	折戸 文恵(岐阜県)
高桑 訓枝(岐阜県)	川村 恵理(岐阜県)	国枝 京子(岐阜県)	貝谷 美智江(愛知県)	久田 せつ子(愛知県)
丸尾 和子(愛知県)	黒田 兼子(愛知県)	度会 ひとみ(愛知県)	高阪 利美(愛知県)	笛田 春恵(滋賀県)
奥村 悅子(滋賀県)	加川 裕子(滋賀県)	小野里 厚子(京都府)	岩井 紀代子(大阪府)	溝本 美智子(大阪府)
山田 郁子(大阪府)	井上 サナエ(兵庫県)	大西 真子(兵庫県)	岩崎 恵子(兵庫県)	北野 美恵子(和歌山県)
高橋 寿美子(島根県)	横山 康江(岡山県)	宮下 政子(広島県)	橋本 永美(広島県)	橋本 早苗(広島県)
森崎 弓子(福岡県)	立野 麗子(福岡県)	長沢 和世(福岡県)	福本 厚子(熊本県)	麻生 清子(大分県)
友枝 康代(大分県)				

(56名)

*会員歴35年以上であって、年齢65歳以上の者

謝 辞

「永年精励賞」を受賞して

熊本県歯科衛生士会 福本 厚子

このたび、永年精励賞の榮誉に浴しましたことは、身に余る光榮であり、感謝申し上げます。思い返せば、昭和48年の卒業と同時に入会し、訳も分からず先輩方の後ろについて、47年が過ぎ去りました。常に会とともに歩んだ人生であったように思います。30歳から40歳の頃、先輩と「おとのなの会」として認めてもらえるように「はやく年をとりたいね」とつぶやいていた

頃を懐かしく思い返しています。

今後も、私なりに地元地域への社会貢献ができればと考え、8020推進員や介護予防サポーターとして、口腔の大切さを伝えていく所存です。

後輩の皆さんのが、これから歯科衛生士会を背負って、さらに活躍されることを願ってやみません。武井会長はじめ日本歯科衛生士会の今後ますますのご発展をお祈り申し上げ、謝辞とさせていただきます。



一般社団法人青森県歯科衛生士会 法人設立記念の会を開催して

一般社団法人 青森県歯科衛生士会
副会長 天間 財子



去る平成31年4月21日(日)青森市において、「一般社団法人 青森県歯科衛生士会 法人設立記念の会」を開催しました。法人化の設立は北海道・東北ブロックで7番目となりました。設立記念式典では、日本歯科衛生士会 武井典子会長、青森県歯科医師会 山口勝弘会長、青森県歯科技工士会 長内隆会長、青森県健康福祉部 奈須下淳次長より心温まるご祝辞を賜りました。引き続き、「歯科衛生士は一生の仕事!~歯科衛生士力を高めて社会ニーズに応えよう~」と題しての武井会長による記念講演では、歯科衛生士の仕事の素晴らしさ、また、これから歯科医療の展望のお話を聴き、今後の会の方向性を考えさせられ、とても貴重で有意義な時間を過ごすことができました。

その後の記念祝賀会では、歯科衛生士養成校、保険医協会、栄養士会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、介護支援専門員協会、小児歯科勉強会など関係機関からの祝辞に続き、本会の上十三支部長が「若柳流祝舞」を披露し、来賓の皆様より大きな拍手がおくられました。

これまでの会の礎を築いてくださった先輩方、関係者の皆様に深い感謝の気持ちと、これから会を支えてくださる後輩たちにエールを送りつつ、感慨ひとしおの一日となりました。今後も会員の皆様と共に「歯科衛生士力」を高め、社会ニーズに応えられるよう努力して参りたいと存じます。皆様のお蔭をもちまして、この日を迎えることができましたことに心より感謝申し上げます。



公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会 創立50周年を迎えて

公益社団法人 鹿児島県歯科衛生士会
会長 下川 真弓

鹿児島県歯科衛生士会は、昭和43年会員72名で発足し、平成21年12月創立以来の念願であった一般社団法人を設立、翌平成22年10月に公益社団法人に移行し、組織強化を図ってまいりました。このたび、創立50周年を迎え、平成31年4月7日(日)に、ささやかではありますが記念祝賀会を開催しました。

はじめに鹿児島県歯科医師会 伊地知博史会長、日本歯科衛生士会 武井典子会長より心温まるご祝辞を賜りました。会員一同胸いっぱいになると同時に身の引き締まる思いの中、祝宴となりました。

創立当時より今日に至るまでの50年のあゆみをスライドショーで紹介し、会の歴史を振り返り、会場から歓声があがりました。懐かしい年月に想いを馳せ、和やかな時を過ごすことができました。特に本会を長年牽引してこられた歴代会長、役員の方々にはその功績に心より感謝するとともに、次の50年に向けて歩み出す節目の日となりました。また、ご臨席いただいた来賓の皆様や会員と楽しく親睦を深めることもできました。



近年、歯科医療界にとって歯科衛生士の役割は大きく変化しております。時代の変化とともに資質の向上と組織の結束をはかり、絶えず研鑽を重ねていくことが本会の責務であると強く感じております。会員一同力を合わせて、職能団体としてさらに磨きをかけ、県民の皆様の口腔の健康に寄与していく鹿児島県歯科衛生士会でありたいと思っております。

これからも変わらぬご指導とご支援を、よろしくお願ひいたします。

令和元年度は「第9回歯科衛生士の勤務実態調査」の年です

回収率
100%
を目指して!

「歯科衛生士の勤務実態調査」は、会員の皆さんにご協力をいただいて、5年ごとに実施する重要な調査です。調査票は、10月頃にお送りする予定ですので、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

歯科衛生士の倫理綱領 ～令和元年度定時代議員会において決議・採択～

歯科衛生士は、国の免許によって歯科衛生の専門職として認められ、口腔の健康の保持増進に貢献することを使命としている。専門職としての責務を果たすためには、歯科衛生業務の基礎となる知識・技術の習得および科学的根拠に基づく業務実践とともに、倫理的課題に対する基本姿勢を明示することが重要である。

そこで、本会では、「歯科衛生士の倫理綱領策定に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、歯科衛生士の倫理綱領(以下「倫理綱領」という。)に関する検討を行った。検討会に先立ち、平成30年7月から「準備委員会」を開催し、各種資料を参考のうえ、倫理綱領に盛り込むべき基本的事項について検討し、原案のとりまとめを行った。11月から開催した検討会では、原案について審議を行い、最終案をとりまとめた。その後、平成31年2月に開催した都道府県歯科衛生士会会长会においてヒアリングを行い、3月の検討会において最終案を確定し、理事会の承認を得た。倫理綱領は、このような経緯を経て、令和元年度定時代議員会(6月16日開催)に上程され、決議・採択された。

なお、2004年7月に採択された国際歯科衛生士連盟(IFDH)倫理綱領は、本会策定の倫理綱領の基礎となり、基本姿勢と価値観を共有している。倫理綱領は「前文」「条文」「解説」により構成されているが、以下、前文および条文を紹介する。

前 文

口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。歯科衛生士は、人々の歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図ることにより、口腔の健康の保持増進に貢献することを使命としている。

歯科衛生士は、免許によって歯科衛生の専門職として認められた者であり、あらゆる人々に対して、生涯を通じた歯科疾患の予防とともに、口腔衛生管理、口腔機能管理による口腔健康管理を提供し、人生の最期まで、その人らしく生きることを支援する。

歯科衛生業務は、人の生きる権利、尊厳を保つ権利および平等に口腔健康管理の支援を受ける権利などの人権を尊重し、信頼関係に基づいて遂行されなければならない。

歯科衛生士の倫理綱領は、病院、診療所、介護・福祉施設、地域、事業所、企業、教育養成機関、研究機関、行政機関など、あらゆる場において、歯科衛生業務を実践するための行動指針であり、同時に、歯科衛生士としての基本的な役割と責務を社会に対して明示するものである。

条 文

- 歯科衛生士は、人の生命、人格、人権を尊重する。
- 歯科衛生士は、平等、公平、誠実に業務を遂行する。
- 歯科衛生士は、十分な説明と信頼関係に基づき業務を遂行する。

- 歯科衛生士は、人々の知る権利および自己決定の権利を尊重し、擁護する。
- 歯科衛生士は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努める。
- 歯科衛生士は、対象となる人の口腔の健康が阻害され危険にさらされているときは、その人を保護し、安全を確保する。
- 歯科衛生士は、歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、業務の質および自律性の確保に努める。
- 歯科衛生士は、自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上・開発に努める。
- 歯科衛生士は、他の保健医療福祉関係者と連携・協働し、適切な口腔健康管理の確保に努める。
- 歯科衛生士は、業務の質を高めるために望ましい基準を設定し、実施する。
- 歯科衛生士は、業務の実践や研究を通して歯科衛生学の発展に寄与する。
- 歯科衛生士は、対象となる人の不利益を受けない権利、プライバシーを守る権利を尊重する。
- 歯科衛生士は、より質の高い業務を実践するため、健康的な職業生活の実現に努める。
- 歯科衛生士は、社会や人々の信頼を得るよう、個人としての品行を高く維持する。
- 歯科衛生士は、健康に関連する環境問題について社会と責任を共有する。
- 歯科衛生士は、口腔の健康を保持増進するための制度や施策を推進するため、専門職組織を通じて行動し、よりよい社会づくりに貢献する。

倫理綱領は、社会の価値観とニーズに基づいた業務実践の行動指針であり、専門職としての基本姿勢を内外に明示するものである。この綱領は、現実の歯科衛生業務に適用されて、はじめて生きた文書として意味をもつ。学生生活や職業生活のあらゆる場面で活用できるよう、深く理解し、身につけていくことが期待される。(解説も含む倫理綱領の全文は、8月10日発行の日本歯科衛生学会雑誌Vol.14 No.1に掲載予定。)

(金澤 紀子)

「歯科衛生士の倫理綱領策定に関する検討会」委員

(敬称略、※準備委員兼任、○印 委員長)

合場 千佳子※ 日本歯科大学東京短期大学 歯科衛生学科教授
(全国歯科衛生士教育協議会理事)

○金澤 紀子※ 日本歯科衛生士会 顧問

鶴田 潤※ 東京医科歯科大学 統合教育機構准教授

吉田 幸恵※ 神戸常盤大学短期大学部 口腔保健学科教授

白土 清司 日本歯科医療管理学会理事長

森戸 光彦 鶴見大学名誉教授

活躍する
男性
歯科衛生士

誰かのために

くまさか歯科

佐々木颯士

青森県歯科衛生士会 会員

■ ■ ■ ■ ■ 全国で活躍している男性歯科衛生士をシリーズで紹介します。 ■ ■ ■ ■ ■

【きっかけ】

「人の役に立つ仕事がしたい」と、自分の将来を考え出したのは高校2年の夏でした。正直なところ、自分にはなりたい仕事に関する主張はありませんでしたが、「誰かのために働く」と思ったことが医療系の道に進むきっかけでした。

八戸保健医療専門学校への進学は、母の存在が大きな後押しとなりました。小さい頃から私の歯に関して、一生懸命に取り組んでくれていたため、歯科に関する興味は漠然とありました。家族や担任の先生は男性が少ないと対して、とても心配してくれましたが、その心配をよそに私自身は、まあ何とかなるだろうとかなり楽観的だったのを覚えています。

少ないどころの話ではないとも知らずに。

【学校生活】

まさか男性が自分1人だけだなんて。「男性歯科衛生士」は少ないという意味がこれほどだとは思いもよりませんでした。学校での実習先は、市内でも比較的大きな医院であることが多く、幅広い分野を学ぶ機会に恵まれました。さまざまなことを学ぶにつれて、少しずつ私の中で歯科衛生士を志す気持ちが高まっていきました。

【歯科衛生士になってから】

私が勤めている「くまさか歯科」では「機能的により良いものは美しい」をコンセプトに、日々診療しています。顎口腔機能の役割とは「話す、ストレスマネジメント、姿勢保持、審美性、咀嚼、呼吸」であるとし、これらを考慮して予防や保存修復に取り組んでいます。つまり天然歯や整った歯並びこそ、守るべき財産なのです。

勤務1年目のこと、ふと視界の端を見ると患者さんの手が固く握られ小刻みに震えていました。

歯石を取り終えた後は、一切目を合わせることなく急ぎ足で退室した姿をよく覚えています。「誰かのために」ではなく、「私のための診療時間になっていたのです。

どんなに積み重ねた知識も、研鑽した技術も治療の場が形成されていなければ発揮されることはありません。「誰かのために」と

いう思いも患者さんには伝わりません。コミュニケーションこそが私たちと患者さんを結び、治療の場を形成する唯一の方法なのです。それは、ただお喋りすることではなく、症状はもちろん個性を含めて患者さんを診る心がコミュニケーションに現れるのだと院長を始め先輩方の姿を通じて学びました。今では患者さんと冗談も交えながら会話できるくらいの心を通わせることができるようにになったかなと自負しています。「誰かのために」と「私のために」が一致するような仕事を目指しています。

現在は高齢者の口腔機能回復に強い関心をもっています。8020運動を背景として、インプラントが埋入された要介護者は増加しています。これまでのケアに加えてインプラント周囲炎のケアの専門的知識が介護現場に必要になってきていることを示しています。

好きな物を食べ、好きな話をし、そして人間らしく最後を迎えるという、ごく普通の生活を支えるために私たちが在るのだと感じます。

【最後に】

大きな問題点として、男性歯科衛生士のキャリアアップのロールモデルがないということが挙げられます。歯科衛生士という職業は魅力も需要もある仕事なのに、男性が目指しづらい環境であることは、もったいないと感じています。まだまだ未熟ではありますが、自分が歩んだ軌跡がいつか同じ道を志す誰かの道標となるよう、日々精進して参りたいと思います。

最後になりましたが、男性歯科衛生士を周知できる本稿の機会を与えてくださった日本歯科衛生会の皆様に感謝申し上げます。





和歌山県における歯科衛生士の復職支援への取り組み

一般社団法人 和歌山県歯科衛生士会 会長 山下 千穂

和歌山県における歯科衛生士の現状

和歌山県は東西南北に広く、人口約94万人です。県庁所在地は和歌山市で、県の北部に位置し、約36万人が在住しています。

県内の歯科衛生士養成校は、和歌山市にある和歌山県歯科医師会立の「和歌山県歯科衛生士専門学校」の1校です。1970年に設立され、2019年3月末までの卒業生は1,742名です。県内の歯科医院数は547件ですが、約半数の238件が和歌山市にあります。現在、県内で勤務する歯科衛生士の人数は955名、人口10万人対100.1パーセントと全国平均の97.6%と比較して少し高く、1件当たりの歯科衛生士数は1.75人となっています。しかしながら、実際は歯科衛生士がたくさん配置されている診療所、まったく配置のない診療所と偏りがあります。また、県南部にいくほど歯科衛生士の数や勤務先での配置が少なくなっています。ほとんどの歯科衛生士は、全国の統計と同じく約9割が歯科診療所に勤務しています。

復職支援の実際

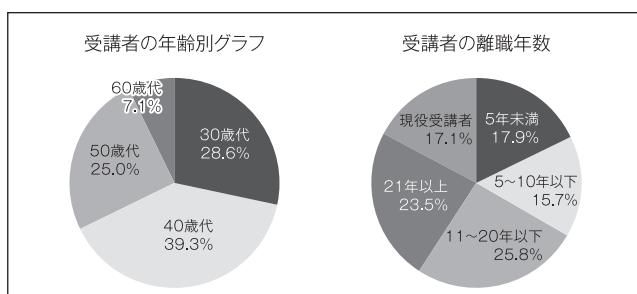
和歌山県では、2013年から毎年度「歯科衛生士復職支援講習会」を開催しており、和歌山県・和歌山県歯科医師会・和歌山県歯科衛生士会と歯科衛生士養成校に協力していただき、企画・実行しています。

開催における周知は、ポスターの掲示と県広報誌、フリーペーパーの広告欄、地方新聞の広告欄、県歯科医師会と歯科衛生士会のホームページにも掲載しています。復職支援講習会は日曜日の10時から16時の開催で3回コースで実施しています。カリキュラムは、毎年意見を出し合い決定しています。

2018年度は、初めて当会会員による「自身の職場のこと～私たちこんな仕事をしています！」を企画し、復職する歯科衛生士が就職後の実践の場をとらえやすいように現場での歯科衛生士の活躍の様子をお話しました。講義の後は、グループワークを行い、参加者からさまざまな不安や意見をいただくことができ、運営する側も今後のカリキュラム立案のヒントとなりました。



毎年の企画は、歯周治療に関すること（基礎知識、スケーリング実習）、医療安全に関すること、高齢者歯科に必要な知識と技術、全身疾患に関すること、最近のトピックス、和歌山県の歯科医療の動向などです。受講者の年齢（20～60歳代）・離職年数（1～20年以上）は幅広く、受講者のもっている知識と技術



に差があり、統一したカリキュラム内容でよいかは不安が残るところです。今後、年代別・離職年数別の細やかな対応ができる講習会の開催を企画していきたいと考えています。

復職支援講習会では、受講者に受講後アンケートを取り、その結果を「5年間の報告」という形で当会理事が2017年の日本歯科衛生学会においてポスター発表を行いました。受講後アンケートの結果として、受講者の歯科衛生士歴は20年以上、離職年数は10～20年が最多でした。県内の歯科衛生士はすべて女性であり、結婚・出産・育児のために離職したのち、子育てが終わるまで再就職しづらい状況があるようでした。

また、ブランクが長くなるほど、再就職への不安が大きく、復職するきっかけを失うと話している方もいました。そして、復職しても、人間関係、患者さんへの対応、新しい機器・材料に対する不安、急な休みに対応してもらえるか等、心配ごとが多いことがわかりました。

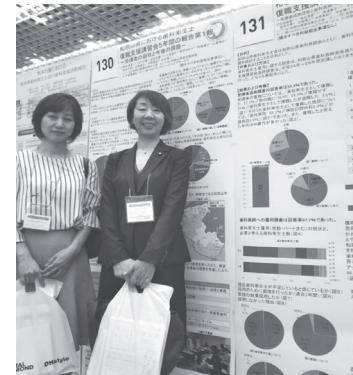
歯科医師側の意識調査として、2016年に「歯科衛生士雇用状況」アンケートのはがきを598件送付しました。282件の回答では、歯科衛生士が不足していると感じている歯科医師は約半数、歯科衛生士採用面接を行った歯科医師は25%で、面接後、全員または一部の歯科衛生士を採用した歯科医師が99%でした。採用しなかった理由は、「就業時間」「雇用形態」「年齢」などがあり、一部には「応募者の質」「能力不足」等厳しい意見もありました。

2013年から開催している「歯科衛生士復職支援講習会」で得られた「今後の課題」は、①年代別・離職年数別に寄り添った細やかな研修会の開催②自信を持って復職できる繰り返しのサポート③実習付き研修会の開催④離職防止のための取り組みが必要であると考えました。

今後の展開として

和歌山県歯科衛生士会では、2019年度より「診療所歯科衛生士勉強会」として卒業後の新人歯科衛生士、復職を希望する歯科衛生士を対象に講義と実習のできる3回コースの研修会の開催を計画しました。また、歯科衛生士会に入会してもらい、会の事業で歯科衛生士として単発の就業を繰り返すことで最終的な就業へのハードルを下げられるような取り組みもしていくたいと考えています。

歯科衛生士の活躍の場が広がっている現在、会として今後一層、歯科衛生士の復職・離職防止に取り組んでいきたいと考えています。



大規模災害時における練習画面のご案内 -9月1日~7日-

毎年9月1日の「防災の日」に合わせ、日本歯科衛生士会のホームページの画面に、大規模災害を想定して、「災害特別ページ」を掲載いたします。その画面から「安否登録」「安否確認」等および「ボランティア登録」の練習を行うことができます。練習画面の掲載期間は9月1日から7日の一週間です。(期間終了後の登録データは削除されます)

災害発生時に落ち着いて登録ができるように、ぜひ練習を行ってください。

第64回日本口腔外科学会総会・学術大会

「第2回 歯科・口腔外科看護研究会&歯科衛生士会 合同発表会」「第13回 歯科衛生士研究会」 事前参加登録のご案内

10月25日(金)～27日(日)、日本口腔外科学会総会・学術大会が札幌コンベンションセンターで開催されます。「歯科衛生士研究会」および「看護研究会との合同発表会」を同会場で開催いたしますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

日 程 令和元年10月26日(土)13時10分～17時00分(合同発表会13:10～14:10 歯科衛生士研究会14:20～17:00)

場 所 札幌コンベンションセンター(北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1) **主 催** 公益社団法人 日本口腔外科学会

共 催 公益社団法人 日本歯科衛生士会 **参加費** ① オンライン事前登録3,000円 + ② 当日支払い3,000円 = 6,000円

① オンラインで事前参加登録(3,000円)を行う

9月2日(月)～30日(月)の期間に、以下のアドレスから参加登録を行ってください。パソコン、スマートフォンから24時間登録可能で、クレジットカード払いまたはコンビニ払いがご利用いただけます。

<https://www.jdha.or.jp/jsom/2019.html>

受講証の郵送はありません。歯科衛生士研究会受付で登録完了メールをご提示ください。今回から事前登録はオンラインでの登録のみとなり、郵便振替での登録はありません。



② 学術大会当日、日本口腔外科学会 総合受付にて学会参加費3,000円を支払う

学会総合受付にて、「口腔外科関連医療従事者区分の学会参加費」3,000円をお支払いください。大会期間中、一般講演会場、展示会場、ポスター会場などの出入りやランチョンセミナーの参加等が可能です。

歯科衛生士研究会の受付で参加証と抄録を受け取る

オンライン事前登録の際の登録完了メールをご提示ください。

- 日本口腔外科学会正会員、学生*の方は参加費は無料です。事前登録も不要です。当日、歯科衛生士研究会受付にお越しください。
- 事前登録を行わず、学会当日に参加申し込みをされる場合の参加費は、歯科衛生士研究会参加費5,000円、学会参加費3,000円の合計8,000円ですので、事前登録をおすすめいたします。当日の申し込み方法は、ホームページ(<http://www.jdha.or.jp>)でご案内いたします。※学生(歯学部・歯科大学および医学部・医科大学に在学中の学部学生、歯科衛生士養成学校・看護師養成学校等に在学中の学生)

お問い合わせ先：公益社団法人 日本歯科衛生士会 TEL 03-3209-8020



Linking JDHA to IFDH

『International Journal of Dental Hygiene』

本会では、IFDH発行の『International Journal of Dental Hygiene』の購読をしており、2019年2月号の目次を紹介します。

本会において閲覧することができますので、ご希望の方は国際協力委員会までお申し込みください。(FAX 03-3209-8023)

国際歯科衛生士誌

2019年2月 第17巻1号

総 説

- クロルヘキシジン配合フッ化物洗口剤はブラークと歯肉炎を減少させるか?
- ブラーカーおよび歯肉炎に対する抗菌口腔スプレーの効果
- 歯磨剤の使用によりブラークの再増殖は抑制されるか?

原 著

- 水タバコ喫煙者の臨床的に正常な口腔粘膜における広域発癌の発生について

- 頭頸部癌患者の放射線治療後2年にわたる唾液分泌率に関するQOLについての予備的研究
- 糖尿病に罹患した歯周病患者における口腔清掃行動の変化について：実現可能性調査
- 長期的定期歯科受診と歯の喪失との関連：英国民調査データを用いた横断的研究
- SRP中における仮想現実を用いた疼痛管理セラピーの活用
- 歯ブラシの毛先の広がりが歯みがき効果に与える影響
- 酸蝕症について：若年成人の知識レベルと望む情報提供方法

理事会報告

令和元年度第1回理事会が5月19日に開催された。審議事項および報告事項は次のとおりである。

審議事項

- (1) 平成30年度事業報告(案)について
- (2) 平成30年度決算報告(案)について
- (3) 平成30年度特定費用準備資金等の積立について
【関連事項：会計及び財産管理規程の別表の改正】
- (4) 平成30年度事業報告に係る提出書(内閣府)について
- (5) 令和元年度定時代議員会議案の概要
(代議員会運営規則第2条第1項7号イ及び第2項関連)について
- (6) 第9回歯科衛生士の勤務実態調査について
①業務委託先について ②調査委員会委員について
- (7) 役員倫理規程について
- (8) 第21回歯科衛生国際シンポジウム及び2019 HoD会議について
- (9) 令和元年度全国病院歯科衛生士連絡協議会実施要領(案)について
- (10) 第64回日本口腔外科学会総会・学術大会「第13回歯科衛生士研究会」について
- (11) 令和元年度会長表彰について
- (12) 新入会員の承認について
- (13) 事務局長の再任について
- (14) その他

報告事項

- (1) 会務報告について
- (2) 監査実施報告について
- (3) 代議員名簿(令和元年～令和2年)について
- (4) 生涯研修プログラム向上委員会について
- (5) 「新人歯科衛生士等の育成プロセス(簡略版)作成準備委員会」の設置について
- (6) 平成30年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施報告について
- (7) 令和元年度「地域歯科衛生活動」事業助成交付について
- (8) 医療安全地域関連シートについて
- (9) 2019年度歯と口の健康週間について
- (10) 第4回歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告について
- (11) 日本認知症官民協議会について
- (12) 平成30年度第3回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会について
- (13) 第28回歯科衛生士国家試験の実施状況について
- (14) 後援名義使用及び生涯研修制度の研修単位認定について